

次世代育成支援対策施設整備事業(国庫補助事業)の概要

1. 対象事業

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が設置する児童福祉施設や障害児支援施設について、改修等の施設整備を行う事業に対して補助を行うもの。

2. 対象施設

・障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

3. 整備区分

- ・創設(新築)
- ・改築
- ・大規模修繕等(改修、耐震化整備等)
- ・増築
- ・増改築
- ・拡張
- ・スプリンクラー整備等

4. 対象経費

児童福祉施設や障害児支援施設等の創設、改築、改修事業等に必要な経費

(1) 工事費

(2) 工事事務費(設計管理費)(工事費の2.6%以内)

※土地の造成費、外構工事、備品整備に係る経費等は補助対象外

※スプリンクラー整備事業は、工事事務費は補助対象外

5. 補助基準額

別紙の「補助基準単価」のとおり(令和9年度単価は国から示されていないため、令和8年度単価を参考掲載。)

6. 補助率

国1/2、県1/4(事業者負担1/4)

7. その他

○事業を実施するには、事業計画の適格性について国庫協議を行い、国庫補助内示を受ける必要があります。

○国庫協議を行う前には、県の児童福祉審議会において、事業計画が審査され、了承される必要があります。

次世代育成支援対策施設整備事業(国庫補助事業)における留意事項

1 国庫協議までの流れ

- ・令和9年度の鳥取県の予算措置については、県の制度上、令和8年10月までに予算要求をする必要があるため、実施希望及び所要額調査の回答期限までに必要金額のあたりを付けておく必要がある。(10月までに連絡がない場合県の予算措置ができない可能性がある)
- ・国庫協議を行う前には、県の児童福祉審議会において、事業計画が審査され了承される必要があるため、例年2月開催の県の児童福祉審議会までに金額・事業計画・図面等を固めておく必要がある。
- ・国庫協議については、令和9年2月を予定しており、国庫協議後の事業計画の変更、設計図面の大幅な変更、は再協議が必要となるため、認められない場合がある。(国庫協議は事業計画が固まっているという前提で実施する)

2 制限について

- ・補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない」とあるため、県の契約手続きの方法を準拠することが必要。(一般競争入札や指名競争入札等により契約締結が必須)
- ・補助金を利用して建てた施設について、財産処分の制限がかかる。

<財産処分の制限について>

補助金を利用して建てた施設は、耐用年数が経過するまでに、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸け付し、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(例)補助金を利用して建てた施設がもともと生活介護であったものを放課後等デイサービスに変更する場合、財産処分の手続きを受ける必要がある。

(1) 処分の制限年数…厚生労働省大臣が別に定める期間(＝耐用年数)(例:木造22年)

(2) 補助金返還額…(例:補助金額×((耐用年数－経過年数)/耐用年数))

【補助金額10,000千円 耐用年数22年 経過年数9年の場合 10,000千円×(13年/22年)≒5,910千円】

3 補助金対象外経費

対象外経費については、補助金の算定基準額から除外する。

対象外経費例:土地の造成費、外構工事、備品(消火器、壁掛けエアコン、郵便受け等取り外しが可能なもの)

重度障がい児及び強度行動障がい児利用施設基盤整備事業の概要

1. 目的

重度障がい児及び強度行動障がい児を受入れる社会福祉法人等が行なう施設整備に対して助成を行うことにより、重度障がい児及び強度行動障がい児の受け入れ先の確保、保護者の負担や不安の軽減並びに重度障がい児及び強度行動障がい児の支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

2. 事業内容

(1) 重度障がい児利用施設基盤整備事業

児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)及び放課後等デイサービス事業所において、重度障がい児を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。

(2) 強度行動障がい児利用施設基盤整備事業

強度障がい児の受け入れを前提として、障害児入所施設、児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)、放課後等デイサービス事業所において、施設整備をする社会福祉法人等)に対して整備に必要な経費の助成を行う。

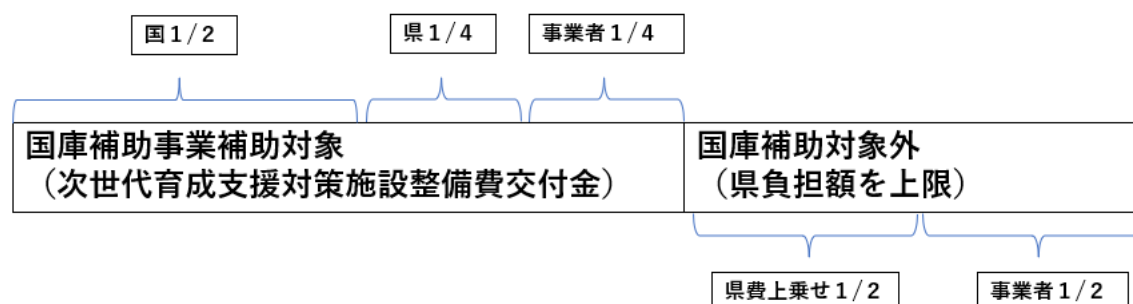
3. 補助対象

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の別表における対象経費。

対象経費における工事費及び工事事務費は、国庫補助に係る協議における対象経費の実支出予定額を限度とする。

4. 補助額

次世代育成支援対策施設整備事業の国庫補助金の国庫補助対象経費から、国要綱の補助基準額に4/3を乗じた額を除いた額の1/2(但し、国庫補助金の県負担額を上限とする)



5. 重度障がい児の定義

個別サポート加算Ⅰの加算対象となる児

6. 強度行動障がい児の定義

強度行動障害児支援加算の加算対象となる児